

平成30年

第1回市議会定例会 議案第31号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の3第2項中「100分の50」を「100分の70」に改める。

第3条第2項各号列記以外の部分中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附則第14項中「平成27年3月31日までの間」を「当分の間」に改め、「ならびに附則第11項および前項」を削り、「100分の15」を「100分の3.37」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月1日か

ら適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(市長への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(提案理由)

特別職の職員の期末手当および病院事業の管理者の地域手当の支給率を改定し、ならびに市長等の退職手当の額を当分の間減額するため